

中部運輸局自動車交通部

平成30年9月28日14時00分発表

連絡先
中部運輸局自動車交通部
自動車監査官 岡田、加藤
TEL 052-952-8038

中部運輸局静岡運輸支局
輸送監査担当 小松田、山下
TEL 054-261-2898

同時発表：静岡県政記者クラブ

乗合バス事業者に車両使用停止処分

平成30年7月4日に静岡運輸支局が株式会社東海バスオレンジシャトルの沼津営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車の車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 行政処分事業者及び営業所
事業者名：株式会社東海バスオレンジシャトル（代表取締役 清水 修）
住 所：静岡県伊東市渚町2-28
営 業 所：沼津営業所（静岡県沼津市大平1791）
- 行政処分等の内容
平成30年9月28日付け 中部運輸局長名による事業用自動車の車両使用停止処分
10日車（1両×10日間）
- 監査実施の端緒
平成30年2月8日に静岡県三島市の市道交差点において、横断歩道上の歩行者に衝突し、重傷を負わせる事故を惹起したことから、監査を実施した。
- 違反内容及び違反条項
・主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
- 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況
当該行政処分等により付された違反点数 1点
当該事業者の累積違反点数 4点

以上